

少年事件の研究（一）

関西少年事件研究会編集（責任・渡辺修）

連載にあたつて

この度、神戸学院法学の編集者のご好意により、関西少年事件研究会の研究の成果を神戸学院法学に連載させていただことになった。渡辺修教授をはじめ神戸学院大学の関係者の方々に深謝したい。

関西少年事件研究会は、一九九〇年三月にスタートした。大学の研究者（ほとんどが、刑事法研究者）一二〇数名、少年事件に係わりを持ってきた弁護士約三〇名が研究会のメンバーとなっており、年数回の研究会を継続してきている。我が国の少年法の理論をリードしてきたのは、家庭裁判所の裁判官および調査官の方々であって、研究者の仕事もこれらの人々が作りだした理論的成果によるところが大きかった。しかし、弁護士が付添人として活動する機会がこの二〇年間に増大するとともに、従来の理論的な枠組みでは具合の悪い面が少なからず意識されるようにな

なった。これには、家庭裁判所の果たす機能の一定の変化も反映しているように思われる。こうした事情を背景として、少年事件の研究会を全国的に作ろうという動きが生まれた。関西少年事件研究会はそのような動きの一環として始まっている。東京でも同種の研究会が同時期に開始されており、活発な研究活動をしているようである。関西少年事件研究会では、関西で起こった具体的な少年事件を素材として、ケース研究を行うという方式を採用しており、実務で生じ、直面した問題を弁護士の側が報告をし、研究者の側が理論的な問題について、検討するという形で、進行してきている。当初は手続的保障の問題が中心的に取り上げられていたが、最近では少年の処分決定に関する問題についても、取り扱うようになっている。

関西少年事件研究会の成果の一端は、すでに一九九〇年一〇月から一二月にかけて、法律時報で発表されている。これは東京の少年事件研究会との協力による連載であった。しかし、限られた紙数であったため、より詳細で資料的価値の高いものを神戸学院法学に掲載することにした。個々の事件自体を弁護士の方々が詳細に紹介するという形で数回にわたり連載することにし、連載の最後の締めくくりとして、研究者の側が総括的に問題点を検討する予定である。

(文責／齊藤豊治・甲南大学教授・関西少年事件研究会代表)

置石冤罪事件

弁護士（大阪弁護士会所属）

西 垣 昭 利

一 はじめに

日本の刑事訴訟の実情は絶望的であるとまでいわれている。このような状況をもたらしたものは、適正手続の輕視であり、治安・捜査優先の思想であろう。裁判所の令状実務においても捜査機関に対するチェック機能が低下し、無理な自白を得やすい状況があり、さらに自白を重視した事実認定による公判実務は自白偏重の捜査を追認する役割を負っている。捜査優先の肥大化が公判中心主義をも形骸化させていっている状況といってよいであろう。

このように刑事案件においてすら日本における被疑者・被告人の人権状況は、憂うべき状況であるが、少年事件では、その特殊性から問題はさらに大きい。少年に対する捜査では、少年の自己防禦力の弱さなどから、特別な配慮が必要であるにもかかわらず、それらの配慮がなされず、逆に少年であることの弱点を利用した捜査がなされることによって、成人の場合以上に、真実発見の点でも、人権擁護の点でも問題がより深刻となっている。しかも、

少年審判手続が、刑事事件と異なる保護の手続として、証拠法則や審理方法について形式性がゆるめられていることから、捜査段階で起きた違法の裁判段階でのチェックはより困難である。

ここで、一つの冤罪ケースをとりあげて少年事件捜査の状況を具体的に検討することにする。このケースは、少年が自閉症後遺症の残存状態ということで、少年の防禦能力がとりわけ低い場合であったが、少年の防禦力の弱さと、それを利用した捜査の実情は、他の事件でも多かれ少なかれ同様の問題点を有すると思われる。

二 事件の経過と捜査

(1) 昭和六二年一月二一日から一二月二六日にかけて、A市内のJRや私鉄の踏切付近での置石事件が五件連続発生した。このため、警察は七〇人の特別パトロール隊で警戒を行っていたが、昭和六三年一月一〇日午後五時頃、別の踏切付近で線路に唾を吐く等して徘徊していた少年（当時一七歳）を、特別警戒中の警察官が任意同行した。少年は三件の置石を自供したとされ、同日午後八時頃から一〇時頃まで現場同行引当たり捜査がなされ、翌日午前二時通常逮捕された。

(2) 少年は幼児自閉症の残遺状態で自閉傾向の強い少年であった。少年は、自転車で遠出することもあつたが、普段は暗くなる前に帰るので、逮捕された当日の一月一〇日は午後七時まで帰らないので、事情を知らない家族が心配して父と兄及び友人までが近辺や隣県方面まで探索に出かけて、警察に保護願いを出そうとした矢先、午後一〇時半になって警察から「夕方五時頃より保護している」との連絡があった。以前に線路付近を歩いていて、危ないということで保護されたこともあり、同様のことと考えて、午後一一時頃母親が少年を引き取りに行つたところ、置石をしたので、明日も調べる必要があると言われた。言葉の遅れの甚だしい子であること、情緒的に

不安定な子なので、くれぐれも気をつけて調べて欲しいと頼んで一旦帰った。

しかし、翌日も警察から何の連絡もないのに、午前一〇時半頃母親が出向いたら、「お母さんが来られたのなら調書を取りましょう」と言われ、その調書の記載で初めて逮捕を知った。しかし、ここでも少年の嫌疑について詳しくは何も知らされなかつた。母親は夕方七時半に少年の生い立ち等に関する調書作成を終え、家に帰つてから犯人逮捕を報じる新聞の夕刊で初めて犯行日時が夜であることを知り、夜遅くなつてからは少年は怖がつて外出しないこと、その日時であれば、兄及び知人がアリバイを証言できることに気付いた。そこで、翌一月一二日に少年の兄が警察に行き、アリバイに関する事情を述べこれは調書に作成されたが、アリバイについての捜査は充分にはされなかつた。

(3) 一月一三日、少年は家庭裁判所に送致された。

送致事実は、

- (a) 昭和六二年一二月一三日午後九時五六分頃、A市内の私鉄踏切に高さ三〇cmの花崗岩を置いた。
- (b) 昭和六二年一二月一六日午後六時〇四分頃、A市内私鉄踏切に重さ四〇kgのコンクリート製蓋を置いた。

証拠としては、それぞれの事件の発生当時の現場検証調書と運転士の調書および(a)の事件の直前現場で見た怪しい男が少年に似ているとする目撃者の調書、少年の自白調書と現場同行の検証調書が主たるものであつた。自白調書には、少年が犯行状況を自ら書いたとされる、事件現場での置石の置かれた状況を書いた略図が添付されていた。また検証調書では現場同行の際少年が自ら積極的に事件現場に案内し、置いた石やコンクリートをどこから持ってきたかも示して、置きかたも再現したとして、その様子を撮った写真も多数付けられていた。しかし、

アリバイを述べた兄の調書は家庭裁判所に送付されていなかった。

更にもう一件のJRでの置石事件も少年の犯行とされていたが、少年は自白しているが、置石をどこから持ってきたのかその場所がわからない等の理由で不送致とする旨の報告書が添付されており、それに関する資料はついていなかった。

なお当時連続発生していた置石事件の他の二件については、現場付近で少年とは異なる坊主頭の少年が目撃されており、その少年が犯人と考えられるという報告書がついていた。

三 家庭裁判所での審理

(1) 記録の追送付と証人尋問

家庭裁判所では、付添人の要望に従い、事件として送致されていないが自供したとされるJRでの置石事件についても記録送付を求め、また、兄の供述調書の送付を求めた。これらの記録は後日送付されましたが、同時にアリバイについて家庭裁判所送致前に作成されていた酒屋の供述に関する報告書と、家庭裁判所から記録の追送付の指示のあった後に新たに補充捜査をしたとして、アリバイ関係者一名について警察官が聴取した内容に基づきアリバイは成立しないとする報告書が送付してきた。

家庭裁判所の証人尋問は、目撃者、少年の取り調べを担当した警察官二名、アリバイ関係の証人二名についておこなわれた。なお審判の第一回目に少年に対する裁判官、付添人等の質問がなされたが、矛盾した答えしか引き出せなかった。これは自閉症後遺症という少年の対話の困難さのせいであった。

(2) 少年の表現能力

鑑別所の鑑別結果では、「潜在的な知能はけっして低くない、部分的であれば正確な課題把握をし、正確にやる力を持っている。しかし、言語的表現力・説明力において著しく劣り、対話者とのコミュニケーション

ケーションをすることが充分にできないし、そうした交流を求める構え 자체が希薄である。対話者の問い合わせにも充分に応じることができず、課題の全体像を捕らえ、文脈で把握することが著しく劣っている。事件の事実関係について本人の確認をとるのは難しい」として「正確な本人からの情報を得るために、言語表現、説明力に関するクセ（例えば主客の倒置、疑問文の抑揚や文末助詞の欠如、物の名から機能ではなく自己の経験を連想的に発言するなど）を一定期間日常生活下で精密に観察し、明らかにする必要があると思われる」とされていた。

例えば少年に「眼鏡をかけるか」と質問したとする。少年が「眼鏡をかける？」と質問の意味を反復して尋ねたとしても、少年の語尾の抑揚は上がらないので、質問に肯定的に答えたと受け取られてしまう。しかも、何月何日に何処何処へ行つたことがあるかというような、日時や場所の限定された質問に対して、そのような限定を理解せずに答えてしまう。また、相手の質問が続くとそれを苦労して意味を理解しようとするのが苦痛となり、なんでもハイハイと言つてしまふこともある。このような少年の特性は少し少年と話しているうちにある程度気づくものであるが、警察官は家庭裁判所での証言で、取調べにあたり、これについては特に配慮が必要と思わなかつたと言つ。

(3) JRでの事件と虚偽の自白 JRでの事件で少年が犯行場所についても、置いた石についても、客觀事實とは異なる自白をしていることが明らかになつた。JRでの事件においても事故発生当時の検証調書があり、事故のあった場所も特定されており、運転手がコンクリートの置かれた状態を目撃しており、コンクリートの残骸も残されていた。一方少年の自供調書と現場同行の検証調書もあり、少年が線路に置いたブロックをどこからもつてきたかその場所を示し、又線路にブロックを置いた際記憶していた枕木の番号「32」も現場で確認されたとして、

多數の写真が添付されていた。

しかし、被害が実際に発生した場所と、少年が指し示した場所とは百数十メートルも離れた全く違う場所であり、事故現場から発見されたコンクリート片は、少年が指し示したブロックとは全く質の違うものであった。ところが現場同行の報告書では、通常であれば添付するはずの地図も付けず、少年がブロックを置いたと自供しあつ「32」の枕木番号が見つかった位置を「B踏切北一キロメートル」と表示して、事故発生当時の報告書の事故発生場所と同じ表現を使い、同じ場所であるかのように装っていた。前述のとおり、捜査結果報告書においても、この事件は少年の犯行であるが不送致にするとしてそのなかで「少年は本件発生現場付近には案内し、コンクリートを置いた旨自供した」と、またしても現場の違いをごまかし、この事件を自供したということにしていたのである。そのため、付添人ですら、当初実際の事故現場との同行現場が違うことに長い間気付かなかった。現場が複々線で列車の通過も多く「32」の番号のついた枕木を付添人が確認するのがなかなか困難であつたせいである。

(4) **現場同行の問題** 警察官は裁判所で現場同行と犯行の再現は少年が積極的に行い、ある場所では、警察官を置き去りにして犯行を再現しようとして走り出し、ついていくのがやっとであつたと証言した。しかし現場同行の検証調書に添付された写真は、少年が石やブロックを当初在った場所から持ち上げたり、線路に下ろすとするまさにその瞬間を、真正面からアングルよく撮ったものであり、また少年が再現したとされる石やブロックの置きかたは、線路の軌条の上ではなく、軌条の間の枕木の上であって、それぞれの運転士の見た事故時の状況とも異なり、またそれではブロックや石が電車と接触しないことも明らかであつた。

(5) **目撃証人テストの不備** (b) 事件の直前現場で不審な人物を目撃した証人に對する尋問で、警察では多數の者の

写真の中から、同人の記憶に近い人物を指し示させるという方法をとらず、被疑者が見つかったと言つて、少年を面通しさせて、似ていると言う供述をひきだしていたことが、明らかとなつた。しかも、証人が目撃した不審な人物は、服装の色などの点で少年と似ている点もあるが、明確に同じという根拠はなく、不審な人物は眼鏡をかけていたのに、少年は眼鏡をかけないという点は明確に異なることが確認された。なおこの点については後述のとおり、警察は少年が眼鏡をかけるという誤った自供をひきだしていた。

(6) アリバイ否定の報告書 (b) の事件当夜、少年の家ではクリスマスパーティをしており、他の家族も客としてこの家にきていた。従つてこれらの客も少年を見ており、また少年の兄と父はこの日六時三十分ころパーティのための買物を近所の酒屋でしており、家を出る前少年は家にいた。もしその間に少年が家にいたとすると、犯行現場までの距離からして、犯行時刻に現場にいることは不可能であった。

警察は家庭裁判所送致前にこの酒屋にあたつて事情を調べていた。そして警察官の報告書の形で酒屋が同人らの来店時間について、「午後七時前後頃」と言つてるので七時頃とすれば、アリバイは成立しないという報告書が作成されていた。しかし「午後七時前後頃」が七時の前後五分程度のことであるのか、もつと広い巾のあるものであるのか、どこまでの広がりを持つ「午後七時前後頃」であるのか、全く特定されていなかつた。酒屋が警察から事情を聴取されたのは、事件発生から二〇日もたつてからであり、二〇日も前のことを「午後七時前後頃」と応えていることが、果たして六時三〇分頃を排除した意味での正確なものと判断できるであろうか。酒屋にとって、少年の兄と父の買物は、単なる多くの来店者のうちの二人に過ぎず、その日が特別な日でもないのであるから、特に時間を記憶すべき事情は何もない。もしそれが曖昧なものではなく、正確な記憶であるならば、その覚えていた論拠を警察は充分に質しているはずであり、それを書かないはずがない。それが書けな

いとすれば、酒屋の記憶が充分でなく、アリバイに關して、肯定も否定も出来ない状況であつたからと思われる。とすれば、事實確認に關してより重要なはずのパーティに來ていた客にも接觸してアリバイに關する事情を聽取すべきと思われるのに、これらの関係者には家庭裁判所に送致する前には全く何の確認もしていなかつた。

(7) **補充捜査** 警察は家庭裁判所から少年の兄の調書の追送付を指示されて、家庭裁判所でアリバイが問題となつてることを知つて、初めて、パーティに來ていた客の一人についてアリバイに關する裏付け捜査を行つた。そして、事情聽取をしたところその客はその日少年の家で、少年を見かけた記憶はないと言つているとの警察官の報告書を提供してきた。

しかし裁判所は当初の予定どおり、二名の客を証人として採用し、直接の尋問により二名ともに、少年を見ていたことが確かめられた。二名の証人のうち事前に警察官に質問された証人は、警察官が来た時は一〇分ないし一五分の聽取で事情聽取の目的を告げず、誰のことを聞きたいのかもわからなかつたので、警察官かどうか半信半疑でいいかげんに應えていたと言い、法廷では具体的会話内容とともに徐々に記憶をたどって、少年がその時家にいたことを思い出した。またもうひとりの証人も徐々に記憶をたどって、少年が家にいたことを思い出した。裁判所は、一人が法廷で思い出そうとする態度の真摯さと、そうして思い出された記憶の具体性から、証言は信用でき、アリバイが成立するとした。

(8) **自白の信用性の欠如** 裁判所は自白の信用性を否定した。警察官は少年の理解力が低いとは把握していたが、肯定や否定ははつきりしており、念を押すことにより充分意思疎通可能と考えており少年の特性になんの配慮もしなかつたことが、警察官の法廷での尋問で明らかになつた。しかし、そのような取調べでは、この少年に事実を確認するには不適切であった。少年の自白のうち、客觀的事実と一致する部分は、取調べにあたつたそれぞれ

の警察官の知っていた事実であり、自白が客観的事実と食い違う部分は、それぞれの警察官も客観的状況を明確に知らない事実であったこと、また少年は視力が1・2と0・8で眼鏡をかけたこともないのに自白では眼鏡をかけることがあるという自白になっていたことなど、この少年には不適切な確認方法がもたらした誤った自白調書と考えられた。警察がこの少年が眼鏡をかけるという誤った事実を自白させたのは、目撃証人が事件当日目撃した不審な人物が眼鏡をかけていたからである。

結局審判官は、自白の信用性の欠如とアリバイの成立から、本件を非行事実なし不処分とした。

四 少年事件捜査に特別な配慮が必要とされる理由

(1)

少年事件捜査にあたって、成人と異なる特別な配慮が必要なことは従来から指摘されてきた。

その理由の第一は、少年の捜査が少年保護事件のためになされることからきている。少年事件は、原則として家庭裁判所における保護事件として扱われることとなるのであり、通常の刑事案件となることは、家庭裁判所において刑事処分相当とされて検察官に送致される場合のみである。従って、捜査段階においても少年保護事件の前段階という性質を有し、少年保護のために成人事件とは異なる配慮が必要となるはずである。これについて、現行の法制では少年法で、少年の場合には勾留は「やむを得ない場合」に限るとか、少年の被疑者は他の被疑者と分離して、なるべくその接触を避けなければならない等、わずかな特則を置いたが、その余は刑事訴訟法の規定に従うことを前提としている。しかし、少年事件が究極的には少年の「健全育成」を目指す家庭裁判所の保護手続に乗せられるという少年法の理念を前提とすると、その入口の段階である捜査段階からすでに刑事訴追を目的として規定された刑事訴訟法と異なる理念で運用をする必要がある。

家庭裁判所が少年に保護処分を課すには、少年自身のみならず、家庭や職場、学校環境も含めてその問題点を探り、少年が真に立ち直り得る条件作りを行った上で、「保護処分」を課すことになる。保護処分が「健全育成」の目的に添うだけの効果を上げるには、少年自身及び周囲が、少年及びその環境の問題点を把握し、しかも更生に向けて積極的に取り組むことが必要である。にもかかわらず、捜査段階において、このような少年の意欲や周囲の人間関係を悪化させるような要因を作り出しては、後の保護処分を阻害することになりかねない。捜査が「健全育成」を目指す保護処分の入口にあたるのであるから、当然「保護」「健全育成」の視点が貫かれていくなくてはならない。少年自身および保護者・教師など関係者が、少年の更生のための取組みをするには、捜査段階においても、少年の気持ちや関係者の気持ちが相互に正しく伝わっていくことが必要であるし、少年保護事件の運営の理念や手続の進行について、捜査の当初の段階から少年及び関係者が正しく認識を得る必要がある。その意味で、保護者や関係諸機関との密接な連絡や教示、更には、少年が心を閉ざさず、手続について正しく認識し、主体的に関わっていくことを阻害しない状況を作り出すことが不可欠である。

(2) 少年事件捜査において、特別な配慮が必要とされる第一の理由は、少年が未だ能力が充分でないことからくる。少年は成人に比べ、社会的経験も浅く、理解力表現力も充分でなく、自己防禦の力も弱い。この点は真実発見の側面と少年に与えられるべき黙秘権等の権利行使の実効性の側面の両面で充分考慮されねばならない。

まず、真実発見の側面にかんして言えば、少年は発問を理解する能力、自らの行動を表現する能力が未だ充分に発達していない。従って、自らの事情を正しく捜査官に伝える力が弱い。また、成人にとつては平静に応え得る状況と同様の状況であっても、少年は威圧を感じて言葉を失ったり、逆に状況の判断もできないまま大人に迎合したりすることもある。さらに、逮捕勾留など、親の保護下における日常生活と全く異質な拘禁状況に置かれ

ることは、それだけで多大なショックを与えるものとなる。これに堪える少年の力は極めて弱く、その状況を避けるための適切な方法も認識しないまま、一刻も早い釈放を求めて、眞実と異なる供述もしがちである。このような少年の特性を前提に、眞実を探求しようとすれば、少年の心を開かせて事情を自由に打ち明けるような状況を作り出す必要がある。身柄の拘束や取調べ方法には、特別の配慮が必要であるし、保護者や付添人など、少年の言い分を正確に述べられる者の立会いを求めるなど、少年の弱点を補強するための手立てがどうしても必要である。

次に適正手続に関する側面を述べれば、少年の場合例えは黙秘権や弁護人選任権の告知一つにしても、成人の場合よりも理解に困難が伴う。単に黙秘権があると告げるだけでは、その意味は少年に伝わらない。社会経験の乏しい少年に理解をさせようとすれば、おそらく、そもそも今少年の置かれている状況がどのようなもので、今後の手続がどのように進められ、どのような不利益が予想され、どのような権利を有しているかについて、全体的な理解を求めるこことによってのみ可能であろうし、親や弁護士による補助の必要性は、成人の場合以上である。

以上、少年に特別な配慮が必要な理由を述べてきたが、これらの考慮は互いに矛盾するものではない。例えば適正手続のていねいな教示は少年に安心感と、手続への信頼感と自らが主体として尊重される感覚を与え、誤った供述を避けることにつながるとともに、将来の少年審判における立ち直りに主体的に取り組む姿勢にもつながるなど、他の側面でも好結果をもたらすと思われる。

(3) 昭和三二年七月一一日公安委員会規則として制定された犯罪捜査規範は、特に少年事件に関する特別として一章を設け、その中で少年事件捜査の基本として第二〇〇条で「家庭裁判所における審判その他の処理に資するこ

とを念頭におき、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当らなければならない」と定め、保護処分を前提とする少年事件捜査において、現行少年法の明文規定のみでなく、多大の配慮が要請されることを前提として、少年の特性の考慮・関係諸機関との連絡・保護者との連絡・身柄拘束の慎重な注意等について具体的な条項を設けている。昭和三五年三月に警視庁次長名で通達された「少年警察活動要綱」は、少年事件捜査のあり方について、更に詳細な定めを置いている。

これらの定めは、先に述べた少年に特別な配慮が必要とされる理由からみて、未だ充分なものとはいえずさらに改善の余地のあるものであるが、それでも、少年事件捜査にあたり配慮すべき最低限の基準を定めたものと考えられる。しかし、実務の上では、少年事件捜査における特別の配慮がなされていない事例が多発しており、むしろ、少年が未成熟で自己防御力が弱いことを利用して、少年の権利を侵害し、眞実に反した自白を強要している例が後を絶たない。

(4) なお、少年の事件の捜査に特別の配慮が必要であることは、国際的にも承認されており、一九八五年一一月に国連で採択された「少年司法運営に関する最低基準規則」でも多くの保護規定を設けている。しかもこれらの規則は、一九八九年一一月に採択された「子どもの権利条約」の具体的な内容となるとされているのである。

五 当初捜査の問題点

- (1) 本件事件の捜査段階における問題点を、四で述べた視点から、再度指摘するならば次のようになる。
まず精神的遅滞がある少年で、家人が心配するのが当然予想できるはずであるのに、同行後連絡が遅く五時間以上もたってからやっと連絡した。しかもその後も家人に事案の具体的な内容をすみやかに告げず、手続の進行に

ついても充分な告知をしなかった。少年が逮捕・勾留された場合は、速やかに保護者またはそれに代わるべき者に連絡がなされなければならない。少年警察活動要綱第三七条二項三号では「留置したときは、原則として、すみやかにその保護者又はこれに代わるべき者に連絡すること」と定められている。少年司法運営に関する国連最低基準規則一〇・一でも「少年が逮捕された場合に、両親ないし保護者は直ちに、その逮捕を告げられなければならない。そして、すぐに通知することが可能でない場合には両親ないし保護者は、その後できるだけ早く告げられなければならない」と規定されている。このような定めは自己防禦力の弱い少年のために、少年を保護すべき大人が早急に適切な対応がとれるようにするためのものである。

また、逮捕事実の告知についても、右国連最低基準規則七は、「基本的な手続保障―たとえば、無罪の推定、犯罪の事実の告知を受けるべき権利、黙秘権、弁護人依頼権、親や保護者の立会いの権利、証人尋問権（証人と相対し反対尋問する権利）、より上級の機関に不服申立てする権利―は、手続のあらゆる場面で保障されねばならない」としており、もともとこれらの基本的権利を、少年について実現しようとすれば、少年にはもとより、保護者に対してこれららの権利を告げて、その実効性を確保しなければならないことは明白であろう。保護者としては、少年が何故に逮捕されているかを知り、かつ、刑事案件と異なる少年のその後の保護手続について概要を知らなければ、適切な対応が取れるはずがない。本件でも母親が少年のアリバイに気付いたが、それは警察から事実を告知されたからではなく、新聞記事で知ったのである。警察が母親がはじめに警察に来た際に告げておれば、より早くアリバイに関する検査も尽くせたはずである。また、少年を保護した直後に家人に連絡していれば、少年の特性についての理解も早まり、少年とのより適切な対話が可能となつて、誤った自白を得ることはなかつたはずである。

(2)

次に警察は以前にこの少年が、線路付近をうろついていて危ないということで保護しており、その時の警察官が本件でも一部捜査を担当していたので、少年の特性を知っており、また他の警察官も、少し少年と話してみれば少年の特性は、すぐ気づいたはずである。しかも、母親が少年の事情を告げて慎重な取調べを求めていた。にもかかわらず警察は少年とのコミュニケーションを適切にはかるための方法（母親による発問等）を講じず、全く誤った自供を引き出した。

このような少年に限らず、そもそも少年の自己表現力自己防御力は弱く、それゆえにこそ、犯罪捜査規範第二〇四条は、「少年の被疑者の呼出または取調べを行うに当っては、当該少年の保護者またはこれに代るべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない」と規定し、また少年警察活動要綱第九条三号も、「警察官が少年またはその保護者等と面接する場合の留意すべき点として「やむをえない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切と認められる者の立会の下に行なうこと」と規定しているのである。前記のとおり、国連最低基準規則七・一でも親や保護者の立会いの権利も手続きのあらゆる場面で保護されなければならないと規定している。

これらの規定が単に保護者が捜査にあたり横に「立って」いるだけでいいとするものではなく、少年の諸権利の行使や、弁明の不充分さを補わせるなど、実質的な内容を持たせるための「立会」であることは明白であろう。本件事件では、少年に黙秘権や弁護人選任権を告げたことになっていた。しかし、およそこの少年がこれらの権利の内容を理解できたかどうか極めて疑わしいし、普通の少年の場合でも、少年が手続の全体を知り、自らの置かれた立場を知らなければ、そのような形式的で空虚な権利の告知は、全く何の役割も持たない。

また、真実発見の面からも、保護者の立会はむしろ少年の情緒の安定をはかり、誤った思い込みや、圧迫感か

らの供述を避ける効果があるはずである。

「親を同道すれば眞実を言わなくなる」という一部の危惧は、もともと自白偏重の感覚から来るものとして問題があるし、少年の取調べは、犯罪を自白させるためのものではなく、少年側の言い分を聞くチャンスを与える手続として見れば、親の立会は、当然のことであろう。

(3) なお、アリバイ主張に対してもとんど眞実な捜査をしようとしたこと、目撲証人に確認させる際、多数の写真から選ばせらず、少年だけを見せて予断を与えてしまったこと、自白調書や、現場同行調書が殆ど警察官の作文になってしまっていること、捜査の誤りを糊塗するために、検証調書の場所の特定をごまかそうとしたことなど他にも問題は多いが、これらは成人の捜査でも問題として指摘されていることである。

六 家庭裁判所の審理と捜査機関の送致の関係

(1) 戦後の新少年法の成立により、少年事件の処理については家庭裁判所が中心的役割を担うことになった。これは、戦前の少年事件の処理の中心的役割が、検察官にあり、検察官がまず選別を行って、裁判所に送る者を限定していくことにより、少年の育成よりは治安や時の国家政策追行の視点が重視されたことへの反省からきている。少年保護事件はまさに少年の「保護」のための事件とされ、人権と福祉の調和をはかる機関として、人間諸科学に関する専門性を具備した家庭裁判所が審理の中心となり、処分の権限ももつことになったのである。

従つてまず、少年の事件は捜査機関の選別を許さず全て家庭裁判所に送致されることになった(全件送致主義)。この点は、犯罪があるとしても、検察官の判断により、起訴するか否かを自由に決めることのできる起訴便宜主義をとっている刑事訴訟と大きく異なる。これは、少年の保護手続の中心機関を家庭裁判所としたためである。

少年事件の一部について捜査機関が自らの判断で不送致にできることにすると、処遇の専門家でないためにその判断をあやまり、保護の必要な少年を放置しかねない危険があるばかりでなく、治安維持の役割を持つ捜査機関にそのような権限をもたせると、少年の健全な育成という見地からではなく、治安維持に都合のよいようにこれを利用しかねないからである。

現実には少年法のこのような原則に対し、異なる取扱いが、裁判所と捜査機関の合意による簡易送致手続の形で一部導入されている。これは一定の軽いと考えられる事件について正規の送致をせず、簡易な送致手続を行うもので、全体送致の考え方からは批判されている。

(2) また少年保護事件がまさに「保護」のための審理であって、少年の行為を罰する手続ではなく、少年に不利な手続ではないという考え方から刑事手続と異なり証拠の制限についてなんらの規定を置いていない。むしろ送致とともにその少年に関する全ての資料を必ず家庭裁判所に送ることになっている。これは少年の保護のためには証拠の制限にとらわれることなく、しかも、保護の専門家ではない捜査機関による誤った資料選択をさせずにすべてを家庭裁判所に判断させようとしたものである。

家庭裁判所の証拠判断にあたり、証拠制限は規定されていない。この点は、戦後少年法の目指した制度が裁判所による少年の保護という観点を徹底した制度であつて全てを裁判官の合理的判断に委ねた制度であつたからであるが、現実には少年の手続的権利保護の視点から、反省点も出てきており、実務の運用に改善も加えられつつある。少年の保護は、少年に不利益ではなく、利益なものであるから、手続的な権利の保護は不要と考えられていた頃もあるが、現在では保護処分も不利益性を持つことはほぼ認められており、手続的な権利の保護が必要と考えられている。従つて、少年の要保護性に応じた処分をするためには、証拠の制限にとらわれることなく、少

年の全てを知った上で判断するべきであるという考え方について、「非行事実があったか否か」の点に関する判断と、「いかなる処分が適切か」という点に関する判断を分けて考えて、後者については、なるほどでき得る限りの資料がある方がいいが、前者については、厳格な証拠判断をするべきものであると考える方が妥当であろう。実務でも、厳密には刑事訴訟法の厳格な証拠制限は適用されていないが、証拠評価や、反対尋問権の実質的保障を行うことにより、事実認定に関しては配慮してきている。

しかし、捜査機関では、依然として、証拠について甘い感覚での捜査がつづけられており、それをそのまま家庭裁判所の審判に反映させようとしている。一つには、少年保護事件に付添人のつく率が極めて低く、証拠が少年側から吟味されることが少ないとから、曖昧なままのものでも構わないという感覚があるからと思われる。簡易送致制度の創設等戦後の一時期から徐々に少年事件処理に占める捜査機関の役割が少年法の理念とは別途に増大しており、一方では家庭裁判所のみが処分権限を持つという少年法の原則が、捜査機関に都合よくずされ、他方では少年法の手続規定の弱さが捜査機関に利用されるということがおこっている。このような動きは一言で言い表すならば、家庭裁判所の審判中心の少年事件処理を、事件の入り口である捜査機関が都合のいい処理を考え、これに家庭裁判所の審理をつき従わせようとするものといって過言ではない。

七 捜査機関の送致の問題点

- (1) 全件送致に反する取扱 本件では一件について自供と客観的な犯行状況が異なることを知りつつ不送致として記録を添付せず、しかも、自供しているとして少年の犯罪であると思料されるとの報告書を付けた。勿論この一件は簡易送致もされていないし、簡易送致の基準にも適合しない。単に曖昧な、証拠の弱い、むしろ少年の自供

が信用性のないことが明確となりうる事件について、送致せずに、この少年のやったことにして、その事件を終了させるという意図があつたにすぎない。もしこのままにチェックされることなく進んでおれば、少年は送致をうけていない事件で実質的には犯人と考えられるという不当な扱いをされることになっていたのである。まさにこのような弊害があるからこそ、全件送致主義が必要とされるのである。

(2) 全資料の送付に反する取扱 少年事件では、事件に関する全ての資料を家庭裁判所に、当初から送付することになっている。このことは裁判官の予断の排除という点では問題があるが、一方で、少年に関する事を裁判所が全て知った上で判断するという点で必要なこととされてきた。すなわち捜査機関に少年に関する資料の一部を勝手に必要か否かを決めさせて、家庭裁判所への送付資料を選択させれば、もともと少年の処遇についての専門家ではないから、誤った判断をする危険があり、しかもつごうのいい証拠のみ送つてくる危険があるからである。

ところが、警察は本件では、極めて重要なはずのアリバイを述べる少年の兄の調書を添付しなかった。これは恐らく、アリバイの否定について、充分な確信のもてる捜査を尽くさないままに、アリバイに関する論点を裁判所に気づかせないための恣意的取扱であったと考えられる。警察に都合のよい証拠は、それが極めていい加減なものでも、証拠の制限無く、家庭裁判所に送られ、警察に都合の悪い証拠は隠して送付しないという対応は、家庭裁判所の審理をいわば妨害しかねない危険を有するものである。本件の場合は幸い家族が比較的にしっかりとおり、アリバイに関しても、警察に積極的に働きかけていたからこそ、審判では、最終的に認められたが、付添人も付かない多くの事件のことを考えると、捜査機関の恣意によるこのような捜査は、おそるべきことである。

(3) 杜撰な証拠 本件では、酒屋のアリバイに関する供述について、警察官の簡略な報告書の形で、極めて根拠の杜撰なものあげてきた。刑事案件であれば、弁護人が同意するはずもないほど、根拠のはつきりしないもので

ある。本来、より詳しい事情を探り供述調書の形で送るべきものである。しかし少年事件では、このようなものでも一旦は裁判官の目に触れるのであり、ないよりもという感じで提出されて来るものである。もし付添人がつかず、他の立証活動がなければ、このようなものでも裁判官に大きな予断を与えてしまうであろう。

(4) 補充捜査の問題点 家庭裁判所が、アリバイに関して自ら証拠調べをしようとしている時期に、裁判所からの

記録の追送付を言われて初めて警察は、裁判所がアリバイを重視していることに気づき、これに影響を与えようとしてパーティに出席していた客一名につき補充捜査をし、しかも、ここでもその参考人の供述調書を作らずに、警察官の簡略な報告書でアリバイ否定の報告をした。

裁判所が既に審理に入つてから、捜査機関が補充捜査を行うことは、極めて問題がある。事件が家庭裁判所に送致された時点で事件の処理は家庭裁判所の権限に移されており、裁判所が自らの責任で、証拠調べをして判断を下すことになる。そのような時期に、裁判所が証人尋問をすることが、当然予想される証人に、その前に会い、裁判所に予断を与える報告書を送付するというのは、明らかに審理の妨害となる。